

農耕作業用トレーラの大臣指定等について (令和元年12月25日)

1. 農耕作業用トレーラに適用される関係法令等について

(1) 自動車の種別

- ・トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」とし、道路運送車両法施行規則別表第一において国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定した。これにより、自動車の種別は大型特殊自動車又は小型特殊自動車とされる。

(2) 農耕作業用トレーラの判断基準

- ・農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車とした。

(3) 適用される保安基準

- ・大型特殊自動車又は小型特殊自動車の保安基準が適用される。

(4) 保安基準緩和について

- ・(3)のうち、適用することが困難とされる基準については、使用者に対する条件又は制限を付した上で、緩和が可能となるよう措置する。

トレーラタイプ農作業機の例



マニュアルスプレッド
(堆肥散布機)

※(株)デリカHPより引用



スプレーヤ
(薬剤散布機)

※(株)やまびこHPより引用

2. 保安基準緩和の主な内容について

保安基準	緩和を可能とする内容	使用者に対する条件又は制限
幅	2.5メートルの基準	車体後面等に幅を表示すること、外側表示板を設置すること、道路管理者からの通行許可証を取得すること等
安定性	被けん引自動車の30(35)度の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	被けん引自動車の制動装置の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	長さ4.7m幅1.7m高さ2.0m最高速度15km/h以下の小型特殊自動車である農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラの灯火器装備の基準	関係法令を遵守すること等 (保安基準により前部反射器(白色),後部反射器(赤色正立正三角形),方向指示器が必要)